沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令要旨

1　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百二十六号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。

2　この省令は、令和七年十二月三十一日から施行する。（附則関係）